

相続用語集

被相続人

亡くなられた方

相続人

亡くなられた方の財産を引き継ぐ方

代表相続人

相続人を代表して、相続に関するお手続きを行う方。相続人であれば誰でもなることができ、相続人の間で相談して選出する

遺産分割協議書

相続人全員の話し合いにより相続財産の分け方を決め（遺産分割協議）、その結果を記載した書面

調停調書

調停（話し合い）が成立した際に裁判所が作成する書面

審判書

調停（話し合い）では話がまとまらなかった場合に、裁判所が遺産分割の方法を決定し、その結果を記載した書面

遺言書

亡くなられた方（被相続人）が自分の財産をどのように残したいか、意思を示した書面。遺言書がある場合は遺言のとおり遺産を分け合うのが原則だが、相続人を含めた関係者全員の同意があれば、遺産分割協議によって遺言とは異なる分割をすることができる。なお、遺言書の内容によっては、遺産分割できない場合がある

遺言執行者

遺言の実行（執行）に必要な一切の行為をする権利と義務がある者。遺言執行者を定める方法には、次の3通りがある

- (1) 遺言による遺言執行者の指定
- (2) 遺言で遺言執行者の指定を受けた者が遺言執行者を指定
- (3) 利害関係人の請求により家庭裁判所が選任

成年被後見人

精神上の障がいにより判断能力を欠く状況に常にあることを理由として、家庭裁判所の後見開始の審判を受けた方

相続放棄

相続財産を債務も含めて一切を承継しない手続き。

相続財産のマイナスが大きい場合や、ほかの相続人の相続分を増やしたいときなどに行われる。

「相続放棄」は、自己のために相続開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所に「相続放棄の申述」を行う必要がある。

「相続放棄」は相続人一人ひとりが単独で行うことができ、「相続放棄」をすることはじめから相続人でなかったことになる。

また、「相続放棄」を行った相続人には代襲相続も発生しない

